

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、日本経済は戦後最大の危機に直面しています。

また、この感染症の蔓延は、地域経済にも大きな影響を及ぼしており、本年度以降、地方税や地方交付税など一般財源の大幅な減額は避けられない状況にあります。

地方自治体は、医療や介護、子育て、防災・減災、雇用の確保などの喫緊の課題に対応する中で、長期化する感染症対策も求められることから、多額の財源不足が生じ、これまでにない厳しい状況が予想されます。

よって、国におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税や地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際に、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税は、引き続き財源保障と財源調整の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収は大幅な減収が予想されることから、大胆な減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含めて弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、安定的な税収が見込める地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 固定資産税は、市町村にとって極めて重要な基幹税であることから、土地・家屋・償却資産を問わず、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。また、先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時的異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来は国庫補助金などで対応すべきものであることから今回限りの措置として扱い、期限の到来をもって終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月30日

上田市議会議長 土屋 勝 浩